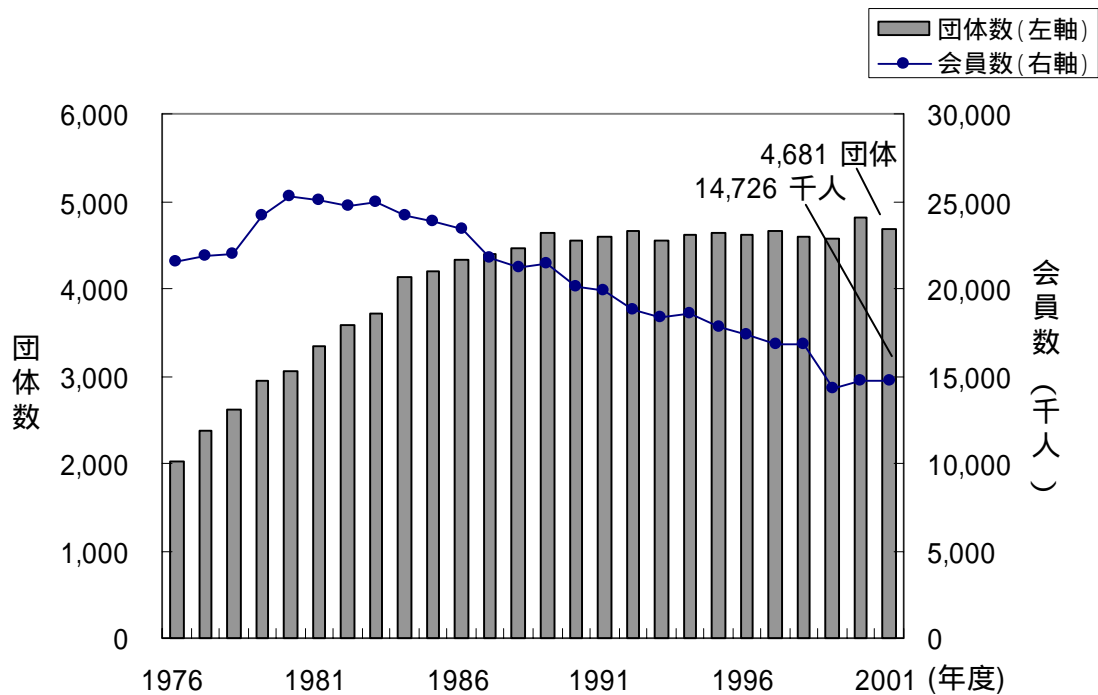


XI 消費者団体訴訟制度

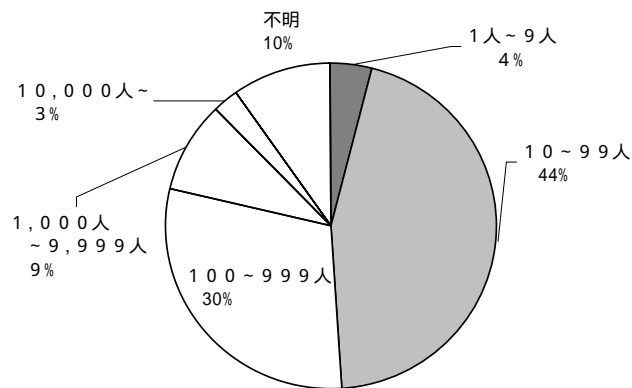
1. 消費者団体の団体数、会員数の推移



(備考) 1. 内閣府「平成 14 年度消費者団体概要」より作成。

2. 本調査における「消費者団体」とは、「消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体で、消費者のための活動を恒常的に行っている民間団体（企業・業界団体は除く）」とされている。

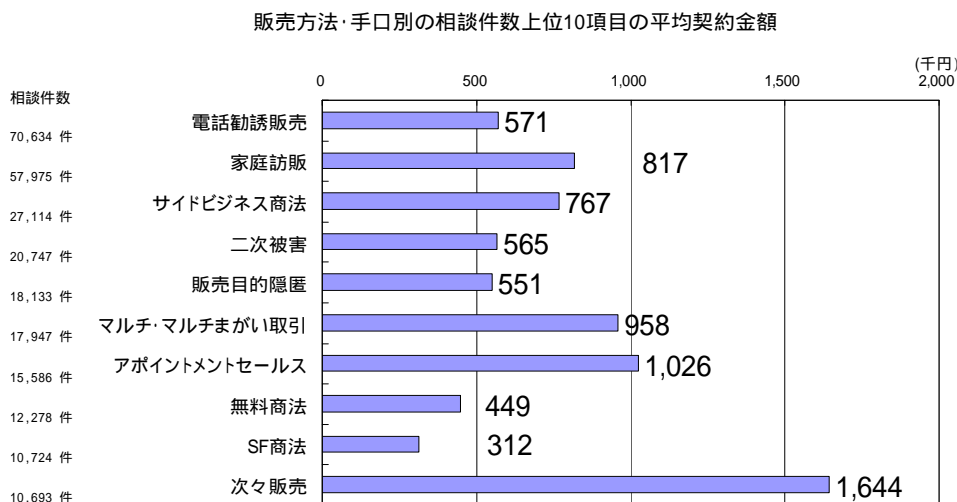
2. 消費者団体の会員数別割合 (平成 13 年 7 月 1 日現在)



(備考)内閣府「平成 14 年度消費者団体概要」より作成。

3. 消費者被害における被害額

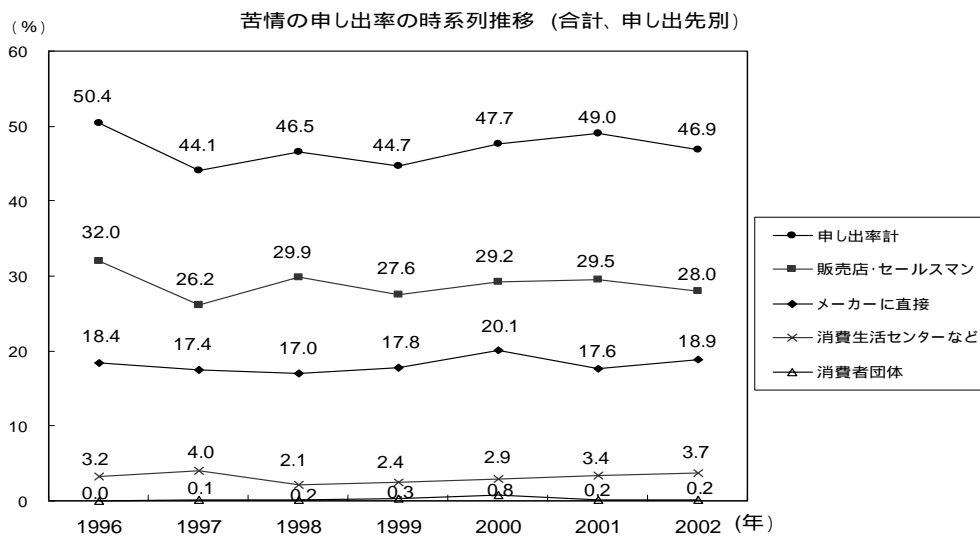
消費者トラブルにおいては、比較的少額なトラブルが多数発生しており、個々人の訴訟提起には結びつきにくい、不正な取引を行った事業者が総額として多額の不当な利益を得ていることが問題とされている。



(備考) 1. 国民生活センター「消費生活年報 2002」より作成。

2. 二次被害:問題のある契約で被害を受けた消費者に対し、その損失を埋め合わせるための契約など、最初の被害に関連付けて再び勧誘し、二次的な被害を与えるもの。

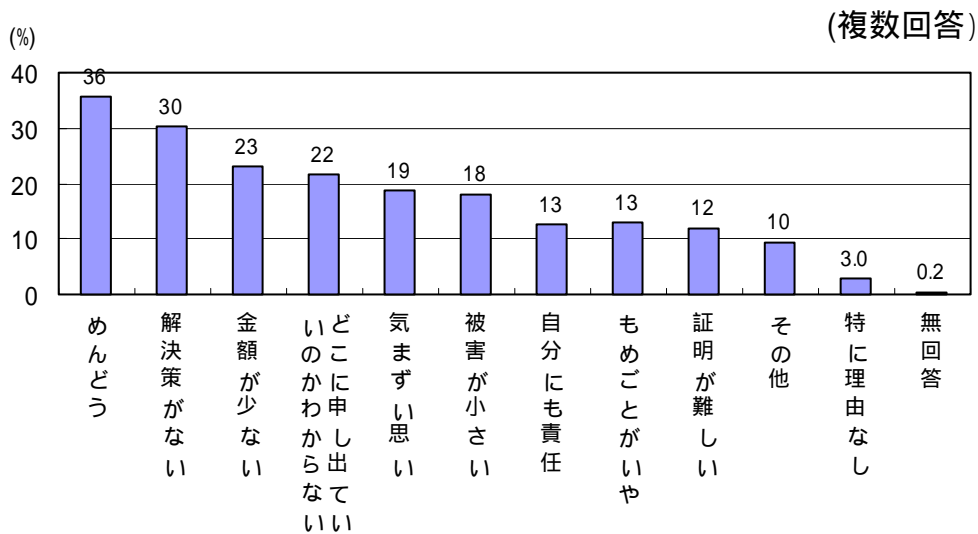
4. 苦情申出率の推移



(注) 申し出率 = (苦情を申し出た人数 ÷ 不満・被害のあった人数) × 100(%)

(備考) 国民生活センター「国民生活動向調査 (平成 15 年 2 月)」より作成。

5. 苦情を申し出なかった理由



(備考)国民生活センター「国民生活動向調査(平成15年2月)」より作成。

6. 現行法での集団的救済方法

共同訴訟形態

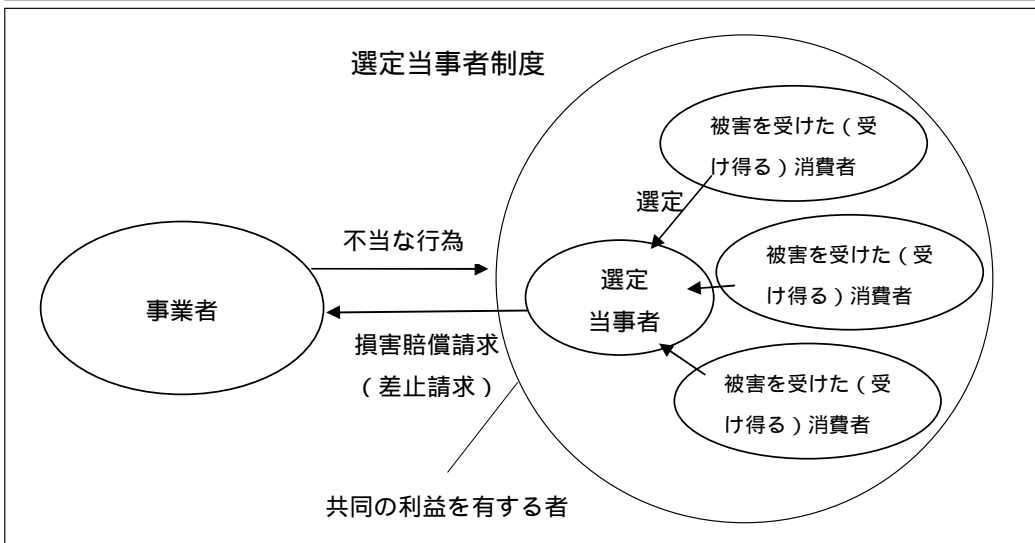
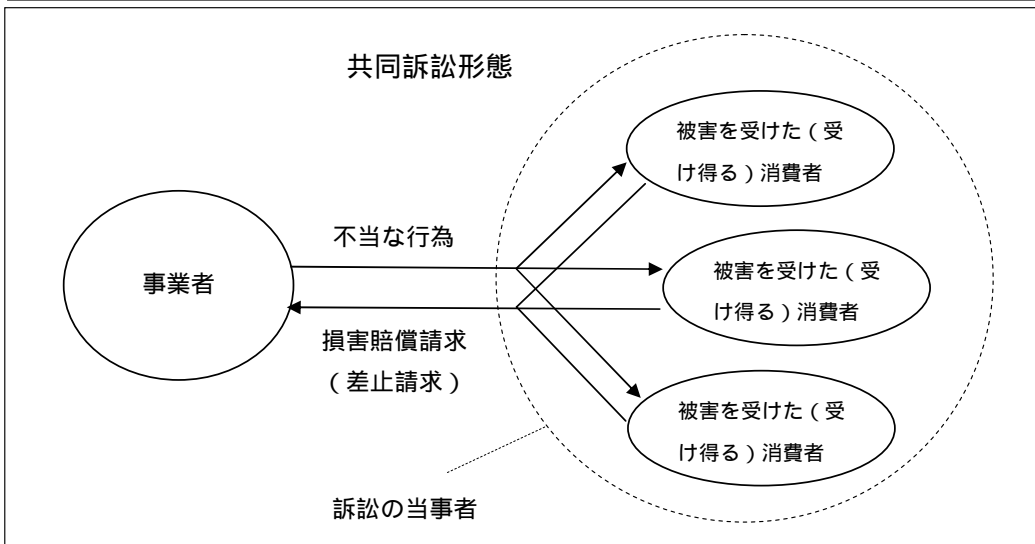
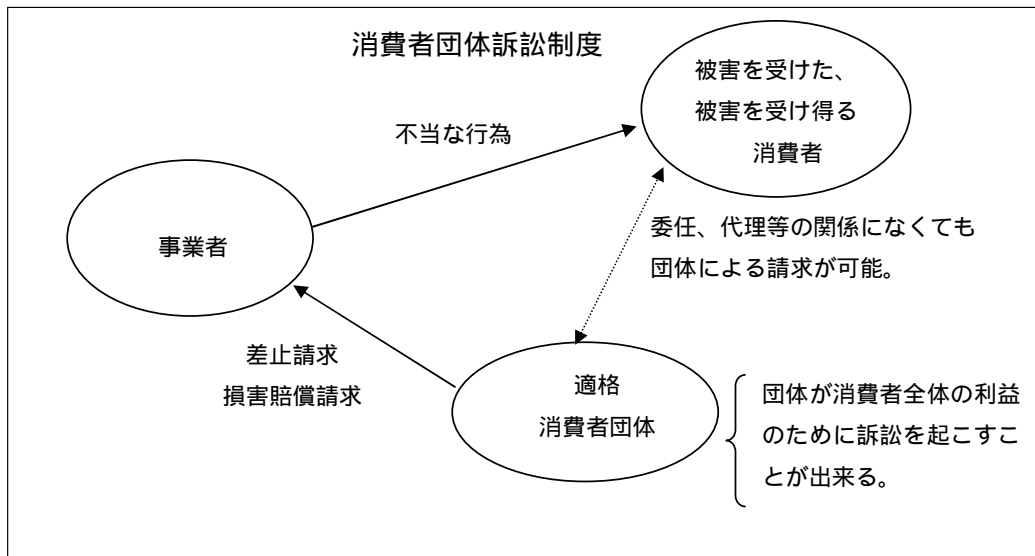
- ・一つの訴訟手続きに複数の原告又は被告が関与している訴訟形態。
- ・各共同訴訟人の抱える紛争が相互に関連する場合に、共通の争点についての審理の重複の回避による当事者や裁判所の労力の節約、統一的な紛争の解決等のメリットがある。

選定当事者制度

- ・共同の利益を有する者の中から全員のために原告(又は被告)となるべき一人又は数人を選定し、その選定された者が自己と他人のために、当事者として訴訟を行う制度。
- ・訴訟関係を単純化できるとともに、近時は多数の被害者が存在する損害賠償請求訴訟についてアメリカのクラス-アクション(注)に類似した機能を果たすものとして関心を持たれているが、個別に当事者となる者の選定を行う必要があることなどから、選定当事者制度がクラス-アクションの機能を果たすには限界があると指摘されている。

なお、クラス・アクションとは、アメリカにおいて制度化されており、共通点を持つ一定の範囲の人々(クラス)を代表して、一人又は複数名の者がクラス全員のために原告として訴え、または被告として訴えられる訴訟形態である。判決効は、勝訴の場合でも敗訴の場合でもクラスの構成員全員に及び、判決効が及ぶのを避けるためには、構成員は積極的に除外の申立てをしなければならない。

(各制度のイメージ図)



7. 衆議院 商工委員会 消費者契約法案に対する附帯決議
(平成 12 年 4 月 14 日) (抜粋)

政府は、本法が、消費者と事業者との間に情報の質・量及び交渉力の格差が存在することにかんがみ、消費者利益の擁護のための新たな民事ルールを定めようとするものであることの意義を十分に認識し、本法施行に当たり、消費者契約に係る紛争の防止とその公正かつ円滑な解決を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 3 紛争の究極的な解決手段である裁判制度を消費者としての国民に利用しやすいものとするという観点から、司法制度改革に係る検討に積極的に参画するとともに、その検討を踏まえ、本法の施行状況もみながら差し止め請求、団体訴権の検討を行うこと。

8. 参議院 経済・産業委員会 消費者契約法案に対する附帯決議
(平成 12 年 4 月 27 日) (抜粋)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を構すべきである。

- 5 紛争の最終的な解決手段である裁判制度が消費者にとって利用しやすいものとなるよう、司法制度改革の動向及び本法の施行状況を踏まえ、差し止め請求に係る団体訴権について検討すること。

9. 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）（抜粋）

国民の期待に応える司法制度

第1 民事司法制度改革

7. 裁判所へのアクセス拡充

（4）被害救済の実効化

イ. 少額多数被害への対応

一般に、被害者が多数に及ぶが、各被害者の損害額は少額にとどまる事件においては、各被害者が個別に訴えを提起することは経済的に採算がとれないことが多い。これら少額多数被害について、訴えの提起を容易にする等のため、ドイツでは、不正競争防止法、約款法などで、被害者等の利益を保護することを目的とする団体にその違法行為の差止請求訴訟を提起する固有の資格を与える団体訴権が認められている。米国では、多数の被害者の損害の賠償を一括して請求するクラス・アクション制度が設けられている。

我が国における団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等については、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮して検討されるべきである。

なお、クラス・アクション制度に関しては、新民事訴訟法において、選定当事者の制度を拡充し、クラス・アクションに類似する機能を果たしうるように改めたところであり、選定当事者制度の運用状況を見定めつつ、将来の課題として引き続き検討すべきである。

10. 司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）（抜粋）

国民の期待に応える司法制度の構築

第1 民事司法制度改革

7. 裁判所へのアクセス拡充

（4）被害救済の実効化

イ. 少額多数被害への対応

いわゆる団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等について、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮した検討を行う。（内閣府、公正取引委員会及び経済産業省）

11. EC(EU)指令

消費者契約における不公正条項に関する指令(93/13/EEC;1993年4月5日)の概要

本指令においては、消費者保護について正当な利益を有する人または団体が、関連する国内法の定めるところに従い、裁判所または権限のある行政庁において、一般に使用するために起草された契約条項が不公正であるかどうかの判断を求めることができる規定を設けなければならない。とされている。

消費者の利益を保護するための差止命令に関する指令(98/27/EC:1998年5月19日)の概要

- ・ 本指令においては、国境を越えて行われる違反行為が、加盟国ごとの制度の違いから差止めを免れるという事態を解消するために、各加盟国が他国の集団的訴権を相互に承認することを義務づけている。
- ・ また、以下の9つの指令を具体化する各加盟国の法規に違反する行為について、差止めの対象とした。
(消費者を誤認させる宣伝に関する指令(84/450/EEC)、 訪問販売に関する指令(85/577/EEC)、 消費者金融に関する指令(87/102/EEC)、 たばこ等についてのテレビ広告の禁止・制限に関する指令(89/552/EEC)、 パック旅行に関する指令(90/314/EEC)、 人体用の医薬品についての宣伝に関する指令(92/28/EEC)、 消費者契約における濫用的条項に関する指令(93/13/EEC)、 期間限定の不動産利用権に関する指令(94/47/EC)、 通信販売に関する指令(97/7/EC))

12. 欧州における主な国の消費者団体訴訟制度

	法令	請求内容	適格団体の要件
ドイツ	不作為訴訟法 (2001年11月26日公布)(注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・不当約款条項の使用の差止め、推奨の差止め、推奨の撤回、の各請求(注2) ・消費者保護法規違反行為の差止請求 	連邦管理庁のリストに登録された団体(登録要件) <ul style="list-style-type: none"> ・啓発と相談による消費者利益の擁護を定款上の任務とする、法人格を有する団体。 ・構成員として、その任務の領域で活動している団体が75人以上の自然人を擁すること。 ・1年以上の存続期間。等(公的資金援助を受けている消費者団体は以上の要件を充足するものとする)
	不正競争防止法 (1909年制定)(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ・不正競争行為の差止請求 	同上
フランス	消費者法典 (1993年制定)(注4)	<ul style="list-style-type: none"> ・刑罰の対象となる違法行為・違法条項の差止請求 ・約款中の不当条項の削除請求 ・消費者による損害賠償訴訟への訴訟参加 ・消費者の委任に基づく損害賠償請求 	消費者保護担当大臣・法務大臣の共同によるアレテ(命令)により認証された団体(注5)(認証要件) <ul style="list-style-type: none"> ・社団として適法に届け出られていること。 ・定款の目的に消費者利益保護を掲げていること。 ・事業活動をしていないこと(消費者生協を除く)。 ・以下の要件を満たす消費者代表性を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> 1年以上の存続期間 消費者利益保護のための活動実績(情報収集・公表、窓口業務の実行など)を有すること。 a)全国レベルの団体は、少なくとも1万人の個別会員を有すること。 b)地方、県または州レベルの団体は、活動の属地的枠組みに鑑み十分な数の個別会員を有すること。 団体が連盟・連合構造の場合は、構成団体全ての会員数を考慮

	法令	請求内容	適格団体の要件
イギリス	消費者契約における不公正条項規則 (1999年規則)	・不公正条項の使用の差止請求	・「消費者契約における不公正条項規則」により直接認定された団体 (同規則の付表に団体名を列挙) ・消費者団体では消費者協会 (CA) のみが認定されている。
	差止命令規則 (2001年6月1日施行)	・消費者保護法規違反行為の差止請求	通産大臣により認可された団体 (認可の基準) ・独立性・衡平性等 ・公正取引長官、その他の関係機関等と協力関係があること。
オランダ	新民法典 (1992年1月1日施行)	・不当約款条項の使用・促進の差止請求、使用推奨の撤回請求 等	・職業・事業用でない物品・役務の最終消費者の利益の擁護を目的とする法人 (登録制度導入の有無は不明)
イタリア	消費者及び利用者の権利規則 (法律 1998年7月30日第281号)	・消費者利益侵害行為の差止請求、適切な措置をとることの各請求	生産活動省が管理するリストに登録された団体 (注6) (登録要件) ・定款に (営利目的でない) 消費者保護を唯一の目的と定めている。 ・3年以上の存続期間。 ・民主的基盤に基づく制度を有する。 ・全国人口の0.05%以上の登録者数、少なくとも5つの州または自治県に存在し、各州または自治県住民数の0.02%以上の登録者を有する。 ・少数言語民族の居住地のみで活動している場合、その州・自治県住民の0.5%以上の登録者を有する。 等

(注1)既に同様の制度を定めていた約款規制法 (1977年4月1日施行、2000年6月改正) の手続法規定を継承。同法の実体法規定は民法へ統合。

(注2)推奨とは、事業者団体がその構成員に約款条項の使用を勧めるなど、特定の約款条項が適切で有利なことを示し、その使用を勧めることを言う。

(注3)1909年当時は営業利益促進団体に不正競争行為の差止請求権が与えられたが、1965年の改正で消費者団体にも同訴権が認められた。

(注4)これまでの各種消費者保護法令がまとめられたもの。団体訴訟制度については既に1988年1月5日の「認可された消費者団体の訴権及び消費者情報に関する法律」により定められており、これが消費者法典に承継された。

(注5)地方レベルの団体の認可については、当該団体の主たる事務所の所在地の県知事のアレテにより認証される。

(注6)省庁再編前は、工業・商業・職人省が管理。

(注7)この他EU諸国では、ベルギー、スペイン、ギリシャ、スウェーデン等で導入されており、それ以外の地域では、台湾、タイ、インド、インドネシア、フィリピン、スリランカにおいても消費者団体訴訟制度が導入されている。